

## ESCO 提案審査要領

特記 ESCO 提案募集要項に記載の物件に係る ESCO 提案の審査は、学識経験者等で構成される大阪府 ESCO 提案審査会により、以下の要領に従い行う。

### 1. 提案書の募集から ESCO 事業者選考審査に至る過程

- (1) プレスリリース及び公告
- (2) 募集要項配付
- (3) 質問受付
- (4) 説明会及び質問回答
- (5) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (6) 提案要請書の送付
- (7) 現場ウォークスルー調査
- (8) 提案書の受付
- (9) ESCO 提案書に関する事務局ヒアリング
- (10) 最優秀提案者及び優秀提案者の選出、結果通知
- (11) 最終 ESCO 事業者選定、結果公表

### 2. ESCO 事業者審査及び選定の流れ

#### (1) 応募

ESCO 提案への参加の表明をする ESCO 事業者に提案要請をするにあたり、ESCO 事業者応募資格要件に従い、応募者の応募資格の確認を行う。

#### (2) 資格の確認並びに提案要請

応募資格の確認により条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

#### (3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

大阪府 ESCO 提案審査会により、提出された提案の中から最も適格とされる最優秀提案者を 1 者及びその他数者の優秀提案者を選定する。審査の結果は、応募者に口頭で説明し、文書で通知する。また、審査結果(優秀提案等)は、インターネットなどを通じて公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

#### (4) 詳細協議

最優秀提案者となった ESCO 事業者(選定 ESCO 事業者)は、当該提案に基づく事業が来年度に予算化された場合には府との間で、以降の詳細診断、包括的エネルギー管理計画(最終提案)書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進める。なお、この際の協議は、選定 ESCO 事業者の提案の範囲内で行われるものとする。

#### (5) 最終 ESCO 事業者の選定

最優秀提案者となった応募者は、詳細診断を行い、その結果について本府と協議を行い、本府の予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、選定 ESCO 事業者との協議が整わない場合には、優秀提案者となった数者の範囲内において、次順位の者との協議を行う場合もある。

### 3. 書類審査の流れ

ESCO 事業者の書類審査に当たって大阪府 ESCO 提案審査会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」の各面から、総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者 1 者及び優秀提案者数者を選定する。

なお、審査は「補助金無し」、「補助金有り」両方の場合について、審査の対象として取り扱い、「補助金無し」と「補助金有り」の比率については、50対50とする。

審査要領は以下のとおり。

(1) ESCO 事業者からの提案書類をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、提案内容の実行能力を「表. ESCO 提案審査評価項目」に従い審査する。評価項目は以下のとおり。(但し、評価項目及び配点の最終的な判断は、大阪府 ESCO 提案審査会によって行われるものとし、以下の項目及び「表. ESCO 提案審査評価項目」の内容は、(案)として扱うものとする)。

- ① 対象建物全体の省エネルギー率が1%以上であり、さらに省エネルギー効果が充分にあること。
- ② 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。
- ③ ESCO 契約期間中の各年の本府利益が大きいこと。
- ④ 15年間の利益総額が大きいこと。(\*1)
- ⑤ 最低保証基準額が高いこと。(\*2)
- ⑥ ESCO 契約期間が可能な限り短いこと。
- ⑦ 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。
- ⑧ 既設機器の更新に係る改修を含んでいること(LED照明を除く)。
- ⑨ LED照明への改修本数が多いこと。
- ⑩ 補助金あり／なしで提案内容の落差が小さいこと。
- ⑪ 補助金等の採択の可能性が高いこと。
- ⑫ ピーク対策効果率(電気需要平準化の効果)が大きいこと。(\*3)
- ⑬ 技術提案に具体性・妥当性があること(LED照明を除く)。
- ⑭ LED照明への改修について、技術的な具体性・妥当性があり、良好な執務環境が確保されていること。
- ⑮ NOx, SOx, ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること。
- ⑯ 提案に先端性のある技術や独自性、特殊なノウハウが含まれること。
- ⑰ 設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。
- ⑱ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を府に引き渡しできること。
- ⑲ ESCO 契約期間終了後の対応について示唆があること。
- ⑳ 本 ESCO 事業の普及啓発に係る取り組みがあること。(\*4)
- ㉑ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

\*1:各 ESCO 事業者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO 設備導入後 15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の光熱水費削減額－契約期間中の ESCO サービス料の総額」であり、光熱水費削減額の算出の基準となるベースラインは、過去 3年間の光熱水費支出の単純平均値と各者同一とする。ただし、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

\*2:「標準 ESCO 提案募集要項」を参照のこと。

\*3:ピーク対策効果率とは、電気需用平準化時間帯における電力使用量の削減率をいう。

電気需要平準化時間帯とは夏季(7月～9月)および冬季(12月～3月)の8時～22時までの時間帯を指す。

ピーク対策効果率(%) = (ピーク対策効果量 / 設備導入前の電気需要平準化時間帯の電力使用量) × 100

なお、ここでいう電気需用平準化時間帯における電力使用量とは、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効

電力量であり、この過去の使用実績については、本府から別途提供するものとする。

\*4:本 ESCO 事業の普及啓発パネル等の作成・掲示、省エネに係る表彰制度への申請、ESCO 提案に係る本府ホームページ掲載資料の提供等、その他具体的取り組み事例を言う。

\*5:ESCO 契約締結のための詳細協議時には、直近 3 カ年のエネルギー使用量と直近の光熱水費単価を参考にベースラインを設定する。

(2) 上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をした ESCO 事業者を最優秀提案者とし、選定 ESCO 事業者とする。その他、上位数社を優秀 ESCO 事業者として順位を付して選出する。

(3) なお、事前に、あるいは審査の過程において、ヒアリングを行う場合がある。

#### 4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(4) 提案募集要項に違反すると認められる場合。

(5) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

(6) 次の重要な項目に該当した場合。

① 提案による工事施工・運転管理が本府施設の運営・業務に支障がある場合

② 緊急時対応策が明確でない場合

③ 工事費用の算出が妥当でない場合

④ 「表. ESCO 提案審査評価項目」の備考欄記載事項に該当する場合。

(7) ESCO 契約期間において、ESCO 事業者の利益総額が赤字となり ESCO 事業が成立しない提案。

(8) 補助金無しと補助金有りの両方の提案が無い場合。

表. ESCO提案審査評価項目(案)

【失格条件】ESCO提案審査要領「4. 失格の規定」の各項目に該当した場合は、失格とする。

評価項目		採点基準	点数	係数	評定点	備考
①	環境	対象建物全体の省エネルギー率が1%以上であり、さらに省エネルギー効果が充分にあること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出 当該数値がマイナスの場合、0点とする	6		省エネルギー率1%未満は失格。
②		二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出 当該数値がマイナスの場合、0点とする	6		
③	財政	ESCO契約期間中の各年の本府利益が大きいこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	6		
④		15年間の利益総額が大きいこと。(*1)	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	6		
⑤	その他	最低保証基準額が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	3		
⑥		ESCO契約期間が可能な限り短いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を(最低値/当該数値)×5で算出	2		
⑦		提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。	5:信頼性が高い 4:信頼性がやや高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い	3		提案者の経営状況や資金調達計画が不良(*2)の場合は失格。
⑧		既設機器の更新に係る配慮があること(LED照明を除く)。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない 0:提案なし	5		
⑨		LED照明への改修本数が多いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	5		20形蛍光灯やダウンライト、誘導灯改修も本数として数える。
⑩		補助金あり/なしで提案内容の差が小さいこと。	(補助金なし/補助金あり)比(*3)の最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出	2		
⑪		補助金等の採択の可能性が高いこと。	別表1参照	2		
⑫		ピーク対策効果率(電気需要平準化の効果)が大きいこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出 当該数値がマイナスの場合、0点とする	2		
⑬		技術・提案に具体性・妥当性があること(LED照明を除く)。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない 0:提案なし	4		
⑭		LED照明への改修について、技術的な具体性・妥当性があり、良好な執務環境が確保されていること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	3		
⑮		NOx, SOx, ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない	2		
⑯		提案に先端性のある技術や独自性、特殊なノウハウが含まれること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない 0:提案なし	2		
⑰		設備維持管理、計測・検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない	2		

⑱	その他	優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を府に引き渡しできる信頼性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない	1	
⑲		ESCO契約期間終了後の対応について提案があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない	1	
⑳		本ESCO事業の普及啓発に係る配慮があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない 0:提案なし	1	
㉑		提案が全体としてバランスが良く優れていること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度である 2:やや悪い 1:悪い	4	
評 定 点 合 計 ( 340点満点 )					

- †(\*1) 各ESCO事業者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、ESCO設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の光熱水費削減額－契約期間中のESCOサービス料の総額」であり、光熱水費削減額の算出の基準となるベースラインは、過去3年間の光熱水費支出の単純平均値とし各社同一とする。
- (\*2) 経営状況が3期連続赤字(但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3期連続赤字)である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合等を言う。
- (\*3) (補助金なし/補助金あり)比は、(「補助金無し」の提案内容の省エネ率(%))÷(「補助金有り」の提案内容の省エネ率(%))にて算出する。

### 別表1. 評価項目⑪の採点基準について

【採点方法】 下記採点基準に該当する場合点数を加算し、合計点数に係数を乗じた点数を評定点として計上する。

採 点 基 準		配 点	点 数	備 考
補助事業の確実性評価	既存の補助事業であり、来年度も実施可能性の高い補助事業の提案である場合	2		
	新規の補助事業または上記以外の提案である場合	1		
過去採択実績の評価	直近3年以内に、同補助事業について地方公共団体(本府含む)ESCOでの採択実績がある場合	2		
	直近3年以内に、同補助事業について民間ESCOのみ採択実績がある場合	1		
	上記いずれにも該当しない場合	0		
補助金取得に向けた方策の評価	複数提案等の採択可能性を高めるための具体的な提案、方策の記載がある	1		
	具体的な記載がない場合	0		
合 計 点 数 ( 5点満点 )		5		